

報告事項3（周知・報告）

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

標記について、次のとおり報告する。

令和4年12月5日

府立学校 校長・准校長 様

教育振興室長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

このたび、標記について、別添写しのとおり、令和4年11月29日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、下記の変更点を含め、変更後の基本的対処方針における学校の取扱い等について改めて確認いただくとともに、対処方針等に基づき、感染症対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

大阪府においては、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(R2.12.25 Ver.4)」第2章4. 食事時の教室や食堂の利用において、食事時の「会話を控える」としていましたが、食育等、教育的な観点から「大声での会話を控える」とし、「黙食」とする必要はありません。手指衛生や、座席配置の工夫、適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事場面において、児童生徒等の間で会話を行うことは可能です。

貴校教職員に周知いただくとともに、引き続き、学校における感染拡大の防止と教育活動の継続の両立に向け、必要な感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、現在、食事の場面以外の対応を含め、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」及び「府立学校における今後の教育活動等について」について改訂作業を進めているところであり、改めて通知させていただきます。

加えて、ワクチンについては、本人及び保護者の意思で接種の判断を行うことが大切であること、またその判断は尊重されるべきであることに加え、様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいることに留意願います。

記

【文部科学省事務連絡概要（学校運営に当たって特に留意すべき点等）】

○ 基本的対処方針において関連する主な変更点概要

1 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針 p20 等】

二（2）ワクチン接種の促進

「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とする。

2 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針 p25】

二（5）1）国民への周知等

「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とさ

れていましたが、今般の変更により当該記述が削除された。

○ その他

マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあ  
るマスクの着用が行われるよう、よろしく願います。

《参考：文部科学省事務連絡及び大阪府教育庁教育振興室保健体育課通知文》

- ・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（通知）（令和4年11月11日教保第2401号）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（通知）（令和4年11月25日教保第2490号）

**【連絡先】**

保健体育課 保健・給食グループ

大更・松本

06-6944-9365

市町村教育委員会  
学校保健主管課長 様  
学校教育指導主管課長 様

大阪府教育庁  
教育振興室保健体育課長  
市町村教育室小中学校課長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

このたび、標記について、別添写しのとおり、令和4年11月29日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、下記の変更点を含め、変更後の基本的対処方針における学校の取扱い等について改めて確認いただくとともに、対処方針等に基づき、感染症対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

大阪府においては、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（R4.4.27 改訂第4版）」第3章4. 給食において、会食にあたっては「会話を控える」としていましたが、食育等、教育的な観点から「大声での会話を控える」とし、「黙食」とする必要はありません。手指衛生や座席配置の工夫、適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間等の喫食場面において、児童生徒等の間で会話を行うことは可能です。

貴所管学校園に周知いただくとともに、引き続き、学校における感染拡大の防止と教育活動の継続の両立に向け、必要な感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、現在、食事の場面以外の対応を含め、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」について改訂作業を進めているところであり、改めて通知させていただきます。

加えて、ワクチンについては、本人及び保護者の意思で接種の判断を行うことが大切であること、またその判断は尊重されるべきであることに加え、様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいることに留意願います。

記

【文部科学省事務連絡概要（学校運営に当たって特に留意すべき点等）】

○ 基本的対処方針において関連する主な変更点概要

1 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針 p20 等】

二（2）ワクチン接種の促進

「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とする。

2 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針 p25】

二（５）１）国民への周知等

「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除された。

○ その他

マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあ  
るマスクの着用が行われるよう、よろしくお願ひします。

《参考：文部科学省事務連絡及び大阪府教育庁教育振興室保健体育課通知文》

- ・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（通知）（令和４年11月11日教保第2401号）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（通知）（令和４年11月25日教保第2490号）

【連絡先】

○保健指導・衛生管理に関すること

保健体育課 保健・給食グループ 06-6944-9365

○教育活動に関すること

小中学校課 学事グループ 06-6944-6886

11月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等についてお知らせします。



事務連絡  
令和4年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

先日11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

主たる変更の内容は、以下の提言や決定等を踏まえたものとなりますので、これらの内容に係る留意事項等については、これまでにお知らせした事務連絡等を御参照いただくようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応  
(令和4年10月13日新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース)
- ・今秋以降の感染拡大期における感染対策について  
(令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応  
(令和4年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について  
(令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

また、これらのほか、今般の基本的対処方針の変更に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等について、下記のとおり取りまとめましたので、併せて御確認

いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進めていただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針 p20 等】

今般の基本的対処方針の変更により、「二（2）ワクチン接種の促進」において、「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とされました。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年11月18日付けの事務連絡において、「児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するとともに、同月10日付けの事務連絡において、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うことと併せて、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いしているところであり、引き続き、これらの事務連絡等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めていただくよう、よろしく申し上げます。」

### 2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針 p25】

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（5）1）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、「飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めているところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をを行うことも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討いただくよう、よろしくお願いいたします。

### 3. その他

- ・ 令和4年10月19日付けの事務連絡においてお知らせしたように、子供は高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、子供に対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではないとされたことを踏まえ、今般の基本的対処方針の変更にもその趣旨が反映されていますので御承知置きください。
- ・ マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願いいたします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

## 【関連資料】

- [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年11月25日変更）（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）](#)
- [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年11月25日）（新旧対照表）](#)
- [新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（令和4年10月19日付け事務連絡）](#)
- [今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応について（令和4年11月14日付け事務連絡）](#)
- [今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（令和4年11月21日付け事務連絡）](#)
- [オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について（令和4年11月18日付け事務連絡）](#)
- [教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）（令和4年11月10日付け事務連絡）](#)

府立学校における新型コロナウイルスへの感染による臨時休業の状況

(前回報告分(令和4年10月23日時点)以降、11月20日時点まで)

学校名	臨時休業期間	感染の状況(※1)
堺工科高等学校(全日制)	10月25日(火)～10月26日(水):学級閉鎖(2)	生徒2名
清水谷高等学校	10月30日(日)～11月1日(火):学級閉鎖(1) 10月31日(月)～11月2日(水):学級閉鎖(1) 11月1日(火)～11月3日(木):学年閉鎖(1)	生徒3名 生徒2名 生徒6名
東淀川高等学校	11月1日(火)～11月3日(木):学級閉鎖(1)	生徒2名
工芸高等学校(全日制)	11月1日(火)～11月3日(木):学級閉鎖(1)	生徒2名
茨木工科高等学校(全日制)	11月2日(水)～11月4日(金):学級閉鎖(1)	生徒6名
豊島高等学校	11月3日(木)～11月5日(土):学級閉鎖(1)	生徒6名 教職員1名
柴島高等学校	11月4日(金)～11月6日(日):学級閉鎖(1)	生徒3名
貝塚南高等学校	11月5日(土)～11月7日(月):学年閉鎖(1)	生徒3名
交野高等学校	11月6日(日)～11月8日(火):学級閉鎖(1)	生徒6名
長野高等学校	11月8日(火)～11月10日(木):学級閉鎖(1)	生徒6名
枚岡樟風高等学校	11月8日(火)～11月10日(木):学級閉鎖(1) 11月9日(水)～11月11日(金):学年閉鎖(1)	生徒1名 生徒4名
今宮工科高等学校(全日制)	11月10日(木)～11月12日(土):学級閉鎖(1)	生徒1名
いちりつ高等学校	11月15日(火)～11月17日(木):学級閉鎖(1)	生徒3名
平野高等学校	11月15日(火)～11月17日(木):学年閉鎖(1)	生徒10名 教職員1名
日根野高等学校	11月15日(火)～11月17日(木):学級閉鎖(1)	生徒1名
茨木西高等学校	11月15日(火)～11月17日(木):学級閉鎖(2)	生徒4名
北摂つばさ高等学校	11月15日(火)～11月17日(木):学級閉鎖(2)	生徒5名
かわち野高等学校	11月15日(火)～11月17日(木):学級閉鎖(1) 11月16日(水)～11月18日(金):学年閉鎖(1) 11月17日(木)～11月19日(土):学校閉鎖	生徒1名 生徒6名 生徒12名
三国丘高等学校(全日制)	11月17日(木)～11月19日(土):学級閉鎖(1)	生徒6名
西寝屋川高等学校	11月19日(土)～11月21日(月):学級閉鎖(1)	生徒6名
島本高等学校	11月19日(土)～11月21日(月):学級閉鎖(1)	生徒1名
港南造形高等学校	11月20日(日)～11月22日(火):学級閉鎖(1)	生徒8名

(※1)「感染の状況」は感染者を確認し臨時休業を実施もしくは延長を行った日の状況

	令和2年度計 (※2)	令和3年度計	令和4年度								合計	令和2年度～令和 4年度(11月20日 時点)の合計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			
臨時休業した学校数	225校	941校	2校	15校	8校	32校	2校	29校	16校	20校	124校	1,290校	
臨時休業に伴う 陽性者数計	幼児児童生徒	281名	1,637名	15名	70名	48名	201名	7名	169名	71名	103名	684名	2,602名
	教職員	38名	147名	3名	7名	8名	6名	0名	8名	9名	2名	43名	228名
	その他	2名	5名	0名	0名	7名							
計	321名	1,789名	18名	77名	56名	207名	7名	177名	80名	105名	727名	2,837名	
陽性者報告実数(※3)	652名	12,791名	1,996名	1,974名	1,096名	6,656名	6,232名	3,451名	1,604名	1,728名	24,737名	38,180名	

(※2) 令和2年度の数値は令和2年6月1日からの集計分

(※3) 臨時休業した学校以外の幼児児童生徒、教職員、その他の陽性者も含めた合計数

市町村立学校での臨時休業及び陽性者の状況について

(令和4年度 10月)

小学校	令和3年度計	令和4年度								令和3年度～令和4年度(10月末時点)の合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	
学校閉鎖(のべ学校数)	440校	2校	0校	0校	7校	0校	1校	1校	11校	451校
学年閉鎖(のべ学年数)	664学年	8学年	16学年	7学年	57学年	9学年	24学年	6学年	127学年	791学年
学級閉鎖(のべ学級数)	2,730学級	35学級	63学級	54学級	306学級	12学級	185学級	62学級	717学級	3,447学級
児童陽性者報告数(※3)	36,581名	4,083名	4,051名	1,972名	11,266名	10,146名	8,532名	3,562名	43,612名	80,193名

  

中学校	令和3年度計	令和4年度								令和3年度～令和4年度(10月末時点)の合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	
学校閉鎖(のべ学校数)	261校	0校	1校	0校	3校	0校	0校	0校	4校	265校
学年閉鎖(のべ学年数)	276学年	6学年	8学年	3学年	26学年	0学年	10学年	3学年	56学年	332学年
学級閉鎖(のべ学級数)	829学級	8学級	18学級	18学級	136学級	7学級	60学級	19学級	266学級	1,095学級
生徒陽性者報告数(※3)	12,526名	1,340名	1,469名	788名	6,651名	4,756名	3,165名	1,670名	19,839名	32,365名

(※1) 大阪市、堺市を除く、41市町村の状況

(※2) 義務教育学校については、前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含む。

(※3) 大東市・東大阪市を除く、39市町村の陽性者報告数